

医療施設耐震対策緊急促進事業費補助金

補助事業名	耐震診断事業	耐震改修設計事業
補助事業者	要安全確認計画記載建築物（防災拠点）に規定される医療施設の所有者	要緊急安全確認大規模建築物となる医療施設又は要安全確認計画記載建築物（防災拠点）に規定される医療施設の所有者
補助対象経費	対象となる医療施設の耐震診断に要する経費（耐震診断用手数料を含む。）	対象となる医療施設の耐震化のための計画の策定に要する経費（耐震改修設計評定手数料を含む。）
補助対象限度額	<p>①面積1,000㎡以内の部分は、3,670円/㎡以内</p> <p>②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,570円/㎡以内</p> <p>③面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡以内</p> <p>ただし、設計図書の復元、第三者機関（注3）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができる。</p>	<p>①耐震補強工事 1,000万円</p> <p>②建替え工事の場合は、①の金額と次に掲げる金額とを比較し少ない方の額とする。</p> <p>補助対象建物（建替え前建物）の延床面積（㎡）×51,200円×13.92%</p>
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	
	<p>①要安全確認計画記載建築物（防災拠点）に規定される医療施設であること。</p> <p>②建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。</p> <p>③第三者機関の評定を受けること。</p>	<p>①要緊急安全確認大規模建築物となる医療施設又は要安全確認計画記載建築物（防災拠点）に規定される医療施設であること。</p> <p>②耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p> <p>③補助対象建物の耐震改修工事又は建替え工事を行う場合は、当該設計によること。</p> <p>④要緊急安全確認大規模建築物の場合は、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。</p> <p>⑤耐震補強の設計の場合は、第三者機関の評定を受け、耐震改修後、地震に対して安全な構造となることが確認することができること。ただし、要安全確認計画記載建築物（防災拠点）にあつては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造（注5）となるものに限る。</p> <p>⑥津波浸水区域内、長期浸水区域内、土砂災害警戒区域内又は、指定河川洪水浸水想定区域内において耐震化を図る場合は、別表第3（注6）の要件を満たさなければならない。</p>
補助率	10分の10	10分の10

（注1） 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。

（注2） 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注3） 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。

（注4） 建替えの場合の耐震化が必要な建物の延床面積は、建替え前の建物における耐震化が必要な建物の延床面積とする。

（注5） 耐震工法による耐震補強の場合は $s$ 値0.75以上、耐震工法による建替えの場合は耐震強度1.25倍以上、免震工法等特

(注6) 高知県医療施設耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱 別表第3 (別表第1関係)

1 津波浸水区域(※1)内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 浸水深以下のフロアは非木造とすること。
- (2) 浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。
- (3) 手術室を設ける場合は、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、水密性の高い構造となっており、浸水
- (4) 被害想定に応じ必要な電力を確保できる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震発生時は除く。
- (5) 被害想定に応じ診療に要する水を確保できる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震発生時は除く。

2 土砂災害警戒区域(※2)内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 非木造とすること。
- (2) 崖に面している部分及び1階部分に病床(介護医療院部分含む。)を設置しないこと。

3 指定河川洪水浸水想定区域(※2)内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 浸水深以下のフロアは非木造とすること。
- (2) 浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。
- (3) 被害想定に応じ必要な電力を確保できる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震発生時は除く。
- (4) 被害想定に応じ診療に要する水を確保できる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水発生時は除く。

※1 津波浸水区域、長期浸水区域とは、南海トラフ巨大地震による被害想定(平成25年5月15日公表)で示す浸水区域

※2 土砂災害警戒区域、指定河川洪水浸水想定区域とは、高知県防災マップで示す区域をいう。